

あなたの世帯の国民健康保険税は、地方税法第703条の4の規定により決定しましたので通知します。
※普通徴収の場合：同封の納付書でのお支払い又は口座振替となります。
※特別徴収の場合：下記の特別徴収対象年金から差引きされます。
※併用徴収の場合：上記2つの徴収方法でのお支払いとなります。

令和 7年 6月10日

鹿児島市長

下鶴 隆央



通知事由 ※納税通知書の見方については裏面をご覧ください。

本算定

口座振替納付の方は、下記の口座から振替をします。

金融機関名	ゆうちょ銀行	口座種別	
口座番号	17140-19912***	口座名義人	ヨコカワ リエ

※最近、口座振替申込をされた方は、口座の登録が完了していませんので納付書が同封されています。口座の登録完了後、口座振替開始通知書をお届けしますので、開始月をご確認ください。

892-0846 郵便区内特別 (001560-032547)

鹿児島県鹿児島市加治屋町
4番6号
サーパス加治屋町301号

横川 大泉 様



口座 00 209 0101A2A032547#

本庁 00128000 53-3572-8 000029637

特別徴収に関すること

保険者記号・番号	53-3572-8	対象被保険者氏名	-
通知書番号	668931	生年月日	-
管理番号	17645598	性別	-
保険税徴収方法	普通徴収	特別徴収義務者	-
税額(円)	81,800	対象年金	-
		対象年金年間受給額(円)	-

税明細

※令和 7年 5月23日 現在の情報を基に作成しています。

基礎課税額				後期高齢者支援金等課税額				介護納付金課税額			
所得割率(%)	均等割額(円)	平等割額(円)	限度額(円)	所得割率(%)	均等割額(円)	平等割額(円)	限度額(円)	所得割率(%)	均等割額(円)	平等割額(円)	限度額(円)
8.11	30,700	22,600	660,000	2.88	10,700	7,800	260,000	2.51	11,100	6,300	170,000

区分		基礎課税額(医療分)	後期高齢者支援金等課税額(支援分)	介護納付金課税額(介護分)
所得割額	基準総所得額(円)	92,104	92,104	0
	算出税額(円)A	7,469	2,652	0
均等割額	賦課人員(人)	1	1	0
	算出税額(円)B	30,700	10,700	0
平等割額(円)C		22,600	7,800	0
税額合計(円)D=A+B+C		60,769	21,152	0
限度超過額(円)E		0	0	0
軽減額	均等割額(円)F	0	0	0
	平等割額(円)G	0	0	0
現在人員(人)		1	1	0
月減額等(円)H		69	52	0
減免額(円)I		0	0	0
過年度賦課済額(円)J		0	0	0
年税額(円)D-E-F-G-H-I-J		60,700	21,100	0

※国民健康保険税の計算方法については、同封の広報「ひまわり」等をご覧ください。

合計年税額(円)

81,800

本年度2月が特別徴収の方は、原則として翌年度4月、6月及び8月の各月に2月の特別徴収額と同額を暫定的に特別徴収(仮徴収)します。なお、翌年度10月以降の特別徴収額は、翌年6月中旬に送付する国民健康保険税納税通知書にてお知らせします。

世帯内に1人でも「未申告」の方がいると、保険税の軽減が受けられなかったり、高額療養費の自己負担限度額や入院時の食事代
などが高くなることがあります。